

## 研究データの保存期間等に関する内規

2016年5月25日 学長決定

### (目的)

第1条 この内規は、公立大学法人神戸市外国語大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程第8条に基づき、研究データの保存期間等について必要な事項を定めるものとする。

### (研究データの保存方法)

第2条 研究者は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった文書、数値データ、画像などの研究資料（以下「研究データ」という。）を、後日の利用・検証に堪えるような適切な形で保存しなければならない。

2 保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるように、検索可能性・追跡可能性の担保に留意しなければならない。

### (研究データの保存期間)

第3条 研究データの保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。ただし、各学域等において各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをすることができる。

2 共同研究等外部から研究データを受領する場合において、データの保存期間に関する契約もしくは定めが別途あるときは、契約等で定められた期間に従う。

### (責任)

第4条 研究データの保存・開示は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。なお、転出や退職後もその責を負うものとする。

2 各学科・グループ・専攻は、それぞれに所属する研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる研究データのうち保存すべきものについて、バックアップを取って保管する、ないしは所在を確認し追跡可能としておくなどの措置を講じなければならない。

3 研究所長は、研究者等に対して研究データ保存についての教育・指導を行うほか、環境整備に努めなければならない。

### (その他)

第5条 個人情報に関するデータなど研究データの中に、法令または学会による規定、倫理規定等に取扱い及び保存期間が規定されているものがある場合は、その定めにより取扱うものとする。

2 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この内規は、2016年5月25日から実施する。